

公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについて(概要)

地方六団体

基本的な考え方

- 「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿って、
地方の自立と責任のもとに新たな仕組みを構築
- 地方債市場の環境変化への的確な対応
 - ・個々の地方自治体による市場からの資金調達を補完
 - ・住民生活に不可欠な社会資本整備に要する長期・低利資金の安定的確保

制度設計の骨子

地方による主体的・自律的な組織の設立・運営

- 全地方自治体のための地方共同法人を特別法に基づき設立
 - 地方自治体金融機構（仮称） —
- 地方自治体の代表者（代表者委員会）による重要事項の意思決定
- 効率性・透明性、経営規律の確保（外部有識者によるチェックなど）
- 国の関与は必要最小限に限定

財務基盤の確保等

- 全地方自治体の出資
- 地方の負担により形成された公庫の財務基盤（債券償換損失引当金等）の全額承継
- 法人税等の非課税措置

機構の機能、役割

- 地方自治体の市場からの資金調達を補完
- 地方自治体のニーズを踏まえた長期・低利資金の提供
- 地方自治体の資金調達に係る環境整備等

信用補完措置等

- 地方による信用補完措置
- 公庫から承継する資産・負債と機構の新たな貸付等に係る資産・負債の一体的管理